**西伊豆町商工会住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付制度とは**

**■　住宅・店舗等リフォーム促進事業**

**１０万円以上（税抜）の工事に対し、工事費の２０％（最高２０万円）を補助します。**

**１　補助対象者**

・西伊豆町に住民登録を有し、かつ、補助を受けようとする人及び同一世帯の全員が町税を滞納していないこと。

・店舗等のリフォーム等工事については、町内に店舗等を所有する西伊豆町商工会の会員事業者あり、町税を滞納していないこと。

※店舗等…町内にある店舗（小売店舗又は理容業、美容業、クリーニング業若しくは飲食業を営む店舗等）西伊豆町商工会の会員事業者の施設です。

・補助金の交付は、同一建築物、同一申請者について１回限りです。

**２　補助対象となる工事**

補助金の交付決定以降に着工する工事費（税抜）が10万円以上の工事で、完工後30日以内または3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能なもの。

**※補助の対象外となる工事**

工事費（税抜）が10万円未満、または以下のような工事は対象外になります。

・浄化槽設備工事や解体のみの工事等

・住宅や店舗本体を工事しないもの（住宅又は店舗と別棟の倉庫、車庫、納屋等）

・造園、門扉、塀、カーポート等または外構の工事

・単に機器等の設置・取替のみの工事（エアコン、IHクッキング、網戸等）

・申込時点で着手している工事や、補助金の交付決定前に着手しているもの。

・町等の他の補助制度を利用する工事

**３　補助対象となる工事を行うことができる事業者**

**西伊豆町商工会の会員**であり、町内に本社・本店・支店等がある法人、または町内の個人事業者です。ただし町税等を滞納していると対象となりません。

**４　補助金額**

工事費(税抜)の100分の20に相当する額（上限20万円）

※補助金額の千円未満は切り捨てます。

※申請後、補助金額を決定します。ただし、申請後に工事費が減額となった場合は、減額後の工事費の20％を、工事費が増額となった場合は当初の補助金額となります。（申請後の補助金額の増額はできません。）

**５　提出書類**

・住宅・店舗等リフォーム等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

・位置図

・承諾書（町内施工事業者用）

・工事見積書の写し（工事内訳書必要）

・工事内容がわかる全体の図面（内装工事の場合は平面図、外壁塗装等の場合は立面図）

・施工予定箇所の着工前の写真（施工箇所が複数ある場合は、箇所ごと提出）

**※住所、町税等の完納、所有などの補助対象要件については、町が審査します。**

**■　トイレ洋式化促進事業**

**トイレ洋式化等の工事に対し、工事費の1/2（最高２０万円）を補助します。**

**１　補助対象者**

補助対象者は、西伊豆町商工会の会員であり、宿泊施設、観光施設、飲食施設のいずれかに該当する施設を所有し、若しくは運営する者又は事業者です。ただし町税等を滞納していると対象となりません。

　　※補助金の交付は、同一建築物、同一申請者について１回限りです。

**２　補助対象となる工事**

（1）和便器から洋便器へ取り替える工事

（2）洋便器（暖房便座、洗浄器付便座など）への改修工事

（3）上記（1）に付随して、トイレ内の利便性を向上させるため設備を改修、設置する工事（手摺り、オストメイト用設備、ベビーシート、ベビーホルダーの改修、設置）

（4）上記（1）、（2）に付随する一連の工事（給配水管、配線、間仕切りの改修など）

　※専ら従業員が使用することを目的とするトイレは除く。

※持ち帰りのみや配達飲食サービスは除く。

※完工後30日以内または3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行うことが可能なもの。

**３　補助対象となる工事を行うことができる事業者**

**西伊豆町商工会の会員**であり、町内に本社・本店・支店等がある法人、または町内の個人事業者です。ただし町税等を滞納していると対象となりません。

**４　補助金額**

工事費(税抜)の1/2に相当する額（上限20万円）

※補助金額の千円未満は切り捨てます。

**５　提出書類**

　住宅・店舗等リフォーム促進事業と同じ

**◇注意事項**

**・申請は、工事の着工前にご提出ください。着工している工事、完成した工事については、補助の対象外となります。**

・申請書類を審査した後に補助金交付決定通知書を交付します。工事は、この決定通知書が交付されてからでなければ着工できません。（書類審査には1～2週間程度かかります）

・工事内容や工事費の変更または工事の廃止などが生じた場合は、変更承認申請書（様式第5号）と変更後の工事見積書、変更後の工事内容がわかる図面などの提出が必要です。

**◇申込方法**

　　申請書は、西伊豆町商工会へ提出してください。

　※申請受付は、令和２年６月１日（月）から先着順で受け付けます。補助金には限りがあります。予算額（５００万円）に達し次第受付終了となりますので、事前に商工会までお問い合わせください。

問合せ先

西伊豆町商工会

電話番号　0558（52）0270

ＦＡＸ　0558（52）1502